場合とする。

2　測定器の条件

⑴　スペクトル分析器の分解能帯域幅１MHzにおける等価雑音帯域幅を測定し、分解能帯域幅を等価雑音帯域幅に補正する補正値を求める。ただし、拡散帯域幅が１MHz以下の場合は、この限りでない。

⑵　擬似負荷（減衰器）の減衰量は、スペクトル分析器に最適動作入力レベルを与える値とする。

⑶　空中線電力の最大値を与える周波数探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の２倍程度
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１サンプル当たり１バースト以上が入る時間）
トリガ条件	フリーラン
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

⑷　空中線電力を測定する場合のスペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	最大電力を与える周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
掃引モード	連続掃引

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的バースト送信状態とする。

⑵　拡散符号を用いるものは、試験拡散符号に設定し、標準符号化試験信号で変調する。

⑶　直交周波数分割多重方式を用いるものは、バースト送信状態とし、通常の使用状態で連続的に生じ得る範囲で、副搬送波の数が最も少ない状態の時間の割合が最大となるように変調する。ただし、当該変調ができない場合は、連続送信状態又は継続的バースト送信状態で行うことができる。

⑷　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、同時に２つの周波数セグメントの送信を行う。

⑸　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線電力を制御する機能を有するときは、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4　測定操作手順

⑴　直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式の場合

ア　スペクトル分析器を２⑶のように設定する。

イ　表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、１MHz当たりの電力が最大値を与える周波数を測定する。

ウ　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントについて、１MHz当たりの電力が最大値を与える周波数を測定する。

エ　スペクトル分析器を２⑷のように設定する。

オ　高周波電力計をスペクトル分析器のＩＦ出力端に接続する。

カ　空中線電力は、次のとおりとする。

(ｱ)　連続波のとき　　高周波電力計の指示を２⑴により補正した値

(ｲ)　バースト波のとき　連続波の場合と同様に補正した値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

キ　直交周波数分割多重方式で副搬送波の変調方式が複数ある場合は、それぞれの場合の空中線電力を測定し、その最大値を測定値とする。

ク　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントについて、空中線電力を測定する。

ケ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

⑵　その他の方式を用いるものの場合

ア　高周波電力計を擬似負荷（減衰器）の出力に接続し、総電力を測定する。

イ　空中線電力は、次のとおりとする。

(ｱ)　連続波のとき　　アの値

(ｲ)　バースト波のとき　アの値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

ウ　４⑴の方法で、１MHz帯域幅当たりの電力を測定する。

エ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　試験結果は、空中線電力の絶対値を、直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式の場合はmW／MHz単位で、その他の方式の場合はmW単位で記載するとともに、工事設計書に記載される空中線電力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付けて記載する。また、等価等方輻射電力を空中線の絶対利得（給電線の損失を含む。）を用いて計算し、mW／MHz単位で記載する。この場合において、空中線の絶対利得は工事設計書記載の値を用いることとし、２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントの空中線電力測定値を記載することとする。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を真数で加算して記載する。

6　その他

⑴　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。

⑵　被測定信号に情報伝送しない区間があり、この区間のレベルが情報伝送する区間のレベルより低い場合はバースト波とみなし、情報伝送しない区間は測定の対象としない。

⑶　２⑶において、スペクトル分析器の検波モードは、ポジティブピークの代わりにＲＭＳを用いることができ、検波モードをＲＭＳとして測定する場合は、高周波電力計を用いる代わりに、スペクトル分析器を用いることができる。

⑷　⑶において、検波モードをＲＭＳとして測定する場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅と同程度に設定又はビデオ帯域幅を非設定の状態にして、空中線電力の最大値を与える周波数探索を行うことができる。

⑸　スペクトル分析器の検波モードが、ＲＭＳを表示する場合であって、かつ、分解能帯域幅１MHzにおける等価雑音帯域幅の補正が可能であるときは、スペクトル分析器の表示値（バースト波の場合は、バースト内平均電力に換算した値。）を測定値とすることができる。

七　隣接チャネル漏えい電力及び帯域外漏えい電力（アンテナ端子付き）